

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2008～2009
 課題番号：20730051
 研究課題名（和文） 承継的共犯成立の実体的意義—事後的関与者をめぐる共犯理論の構築に向けて
 研究課題名（英文） Significance of successive participation
 研究代表者
 松尾 誠紀（MATSUO MOTONORI）
 関西学院大学・法学部・准教授
 研究者番号：00399784

研究成果の概要（和文）：本研究は、すでに行われている侵害惹起行為に対し事後的に関与した者について、いかなる罪が成立するかという問題を探究することを目的とし、特に承継的共犯論を徹底的に研究するものである。本研究では、関係する個別的領域の研究を基礎として、それらの研究成果を統合させて最終的な研究成果を獲得するという研究方法を採った。本研究の取り組みの結果、事後的に関与する者にいかなる罪が成立するのかという問題に関し、これまでの学説の不十分な点を指摘し、またそれを判断するための事例の類型化を図ることができた。

研究成果の概要（英文）： This research is concerned primarily with culpability in subsequent participant. The object of this research is especially successive participation. This research is successful, with the results that it showed inadequacies of the past argument and that it offered the detailed criterions of decisions on punishments.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事法学、刑法、共犯、事後的関与、承継的共犯

1. 研究開始当初の背景

これまでの学説における共犯論は、結果を直接に発生させた者の背後に位置する者の罪責ばかりに問題関心を集中させてきた。

しかし、ある法益侵害に対して複数の者が関与する場合に、その関与者が必ずしもそのような侵害惹起者の背後に位置する者であるとは限らない。それゆえに、従前の学説における検討は、実務上扱われる、複数

人関与をめぐるすべての犯罪事象に対して適切に対処することができない極めて不十分なものであったといえる。その意味で、他人による法益侵害に対して事後的に関与した者の罪責に関しても理解を深める必要がある。そこで、このような問題意識から、事後的な関与者の罪責をめぐる理論的枠組みを構築することを研究の最終的な目標とした。

2. 研究の目的

(1) 事後的な関与者の罪責については、二つの問題がある。それは第一に、そもそも関与時に共犯が成立しうるのか、第二に、仮に第一の課題について関与時に共犯が成立しうるとして、そこにいかなる罪の共犯が成立しうるのかである。

このうち、第一の課題については、すでに、平成18-19年度日本学術振興会科学研究費補助金(若手研究(スタートアップ))〔課題番号18830091〕の交付に基づく研究の対象とした。

(2) 第一の課題の検討の結果、仮に関与時において共犯が成立しうるとして、さらに、その事後的関与者にはいかなる罪の共犯が成立しうるのかが問題となる。この第二の課題が、本研究の対象である(むしろ、これまでの学説では、第一の課題と課題の区別さえ明確でなかった。松尾誠紀「共犯者において営利目的で略取した被害者をそのまま支配下に置いて監禁し続けている段階で、被告人がその事情を熟知しながらこれに加担したときは、監禁罪のみならず営利目的略取罪についても共同正犯としての責めを負う(刑事判例研究)」北大法学論集56巻3号(2005年)343-377頁参照)。

この点、例えば監禁罪において、事後的な関与者が途中から監禁行為に加担した場合には、事後的な関与者はその関与行為自体で監禁を行ったと評価しうることから、特に事後的な関与者に監禁罪(の共犯)が成立することに問題はない。その意味で、先行する行為者の行う犯罪が結合犯の場合のように、事後的な関与者の加担後の行為だけでは先行する行為者に成立する罪の成立要件を事後的な関与者が直ちに充足しえない場合にこそ、事後的な関与者にいかなる罪が成立するのかという問題は顕在化する(松尾誠紀「共犯者において営利目的で略取した被害者をそのまま支配下に置いて監禁し続けている段階で、被告人がその事情を熟知しながらこれに加担したときは、

監禁罪のみならず営利目的略取罪についても共同正犯としての責めを負う(刑事判例研究)」北大法学論集56巻3号(2005年)356頁参照)。そしてこのような問題は、従前の学説では承継的共犯論という問題領域において扱われてきたものである。

もっとも、この承継的共犯論については、近時、「論議もほぼ尽くされている観がある」といわれることもある。しかし、そうした評価は決して妥当でない。むしろ、これまでの学説は、承継的共犯が成立するということが、実体上いかなる意義を有するものであるのかさえ、正確には理解していなかったように思われる。

そこで、このような問題意識から、本研究では改めて承継的共犯論を徹底的に研究することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究課題は、事後的に関与する者に関する理論的枠組みを構築するという最終的な目標に向けて、その中でも特に、事後的な関与者にいかなる罪が成立するのかという問題を探究するために、承継的共犯論を徹底的に研究することを目的とするものである。

そこで、その目的を達成するために、まず、次の四つの具体的課題について個々に検討を行う必要がある。それは、第一に、従前の学説において行われてきた「承継的共犯論」に関する検討、第二に、共犯に関する基礎理論として「共犯の処罰根拠論」に関する検討、第三に、「刑事事実認定」に関する検討、第四に、「犯罪の終了時期」に関する検討である。

その上で、上記の個別的検討課題に関する各検討結果を統合させ、事後的関与者に成立する罪如何に関する詳細な基礎づけに向けた研究を行った。

こうした研究の過程においては、複数の研究会において研究成果の報告をし、議論することで、批判的視点からの指摘を確保するよう努めた。

4. 研究成果

(1) 上述の研究方法に基づく取り組みの結果、現時点での本研究に関する成果は次のとおりである。

(2) 他人がすでに行っている犯罪に対して事後的に関与した者の罪責を検討するにあたっては、まずその先行行為者に対す

る共犯の成立可能性が問題となる。このとき、一般的にいえば、先行行為者による犯罪が継続している限りは、事後的な関与者にも共犯成立の可能性があるという。そこで、そうした共犯成立の可能性が肯定された場合に、その事後的な関与者にはいかなる罪の共犯が成立するのかが問題となる。

これまでこの問題を扱ってきた問題領域が、いわゆる承継的共犯論である。承継的共犯とは、本来は先行する行為者による犯罪に対して途中から関与する者という関与の形態を表すものであるが、そこから転じて、そうした途中からの関与者であっても、先行の行為者による行為とそれが惹き起こした結果をも含めた犯罪の全体に対して責任を負う者という意味としても使われている。そして、この後者の意味での承継的共犯を認めるべきか否かをめぐる議論が、承継的共犯論である。

(3) この承継的共犯論に関して、これまでの学説では、次の四つの見解が主張されている。

第一に、一罪の一体性を根拠に犯罪全体に対する責任を認める見解、第二に、後行の行為者が関与前の事実に対して因果性を及ぼすことはないとして承継的共犯を否定する見解、第三に、先行行為者の行為や結果を自己の犯罪手段として利用した場合には承継的共犯を肯定できるとする見解、第四に、「強取」や「詐取」といった法益侵害結果に関与した以上、強盗共犯ないし詐欺共犯を認めることができるとする見解である。なお、第四説は、幫助に限定してそれを認める見解と、共同正犯の可能性を否定しない見解に分けられる。

こうした学説での議論において、判例もその検討の対象とされている。しかし、本研究の現時点の視点からすると、これまでの学説は、判例を、承継的共犯論の視角から、承継的共犯の成立を認めたか否か、あるいは承継的共犯の理論を認めたか否かというかたちで検討の対象とし、判例がそれを認めた場合あるいは認めない場合に示されたその根拠を検討するものにすぎない。つまり、これまでの学説による判例の検討は、事後的な関与者の罪責自体を検討してきたというよりも、判例が示した承継的共犯に関する理解を承継的共犯論の理論的検討の枠組みにあてはめ、その妥当性を検討してきたものにすぎないといえる。すなわち、これまでの学説は、事後的な関与者の罪責自体に関心があったのではなく、承継的共犯を認めるか否かということにのみ問題関心を集中させており、従ってそこでの

議論も、そうした見解の対立にとどまっていたものである。しかし、承継的共犯を認めた否かを検討するだけでは事後的関与者の罪責に関する考察としては不十分である。なぜなら、事後的関与者の罪責は、必ずしも承継的共犯を認めるか否かだけに依存するものとはいえないはずであるから、そうした範囲にとどまるだけでは、実務で扱われる事案の問題解決に対して不十分であるからである。

(4) そこで、事後的関与者の罪責を考察するにあたって判例を検討対象とし、判例がどのように処理してきたかを考察するためには、必ずしも承継的共犯を認めたか否かに捉われることなく、事実の具体的状況、事案の相違をも考慮しながら、そうした結論に至った実質的理由を探究することが必要である。

そうした問題意識から、これまでの判例を分類し、その実質的理由を探ることで、事後的関与者にいかなる罪が成立するかに関して判断するための類型化を試みた。

このような分析視覚を用いた中間的な研究成果を個々の研究会において報告し、多くの有益な指摘も得た。そこで、最終的な研究成果の公表は、そうした研究会で得た指摘を詳細に検討した上で、速やかに公表する予定である。

(5) 先に述べたように、これまでの学説は、事後的な関与者にいかなる罪が成立するかという問題に関し、承継的共犯を認めるか否かの対立にとどまっていたものである。その理由はおそらく、これまでの学説が承継的共犯論というものを、単に因果的共犯論等の理論的対立が顕在化する一場面としてしか意識していなかったからと思われる。しかし、それは承継的共犯が有する理論的側面ばかりに問題関心を集中させてきたものであって、事後的関与者の罪責に関する実務上の取り扱いを意識して議論されたものではない。

これに対して、本研究は、そうしたこれまでの学説の取り組みに対する不十分な点を指摘し、実務上での事案の取り扱いに関し問題解決を与えようとする問題意識から承継的共犯というものを捉え直し、改めて検討し直したものである。こうした点ゆえに、本研究の成果が有する価値は決して小さくない。本研究は、今後の承継的共犯論の新たな方向性を切り開くものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 松尾誠紀、軽犯罪法 1 条 2 号所定の器具に当たる催涙スプレー1 本を専ら防御用として隠して携帯したことが同号にいう「正当な理由」によるものであったとされた事例、刑事法ジャーナル、査読無、18 号、2009 年、109-116
- ②松尾誠紀、公衆便所の外壁への落書きが建造物損壊にあるとされた事例、ジュリスト、査読無、1385 号、2009 年 127-131

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松尾 誠紀 (MATSUO MOTONORI)
関西学院大学・法学部・准教授
研究者番号：00399784

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：